

## 人権尊重と環境デュー・ディリジェンス

### ◆日本企業の人権尊重の行動計画が策定される

2020年10月、政府は「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-2025)を策定した。11年に国連で、「国家の人権保護義務」や「企業の人権尊重責任」を示す国際的ガイドラインである「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合『保護、尊重及び救済』枠組実施のために」(指導原則)が採択され、各国は国別行動計画を策定することが推奨されており、日本も16年から計画策定に取り組んでいた。

政府は「労働」「子どもの権利の保護・促進」「インターネットやAIの発展に伴う人権」「消費者の権利・役割」「法の下での平等」「外国人材の受入れ・共生」の6分野における具体的課題を挙げて取り組みを促すほか、特に企業には、指導原則に即した次の3つの取り組みを求めている。(1)人権方針の策定：人権尊重責任を果たすというコミットメントを企業方針として公表する。(2)人権デュー・ディリジェンス(DD)の実施：サプライチェーン全体において事業活動が人権を侵害するリスクを特定、評価する。その上で予防または軽減策を講じ、追跡調査などを通じてリスクに継続的に対処する。(3)救済メカニズムの構築：人権への悪影響があった場合は、企業は正当な手段を通じた救済を提供するか、それに協力する。

経団連の18年の調査によると、約7割の企業が人権方針を制定しているが、人権DD実施企業は約3割にすぎなかった。政府は経済団体などと協力しつつ、各企業の人権DDの実施状況の確認を毎年行い、実施を促していくとしている。

### ◆人権DDについての二つの動き：DD実施義務化と環境DD

近年、人権DDの実施に関連して、欧州を中心に2つの動きがある。1つは、人権DDの実施を「義務化」する動きである。DDは、リスクを特定、防止するためのプロセスであり、従来はその結果の情報開示が求められていたが、DDの実施自体を義務化する動きに変わってきた。もう1つは、事業活動が地球環境に及ぼす直接的な悪影響だけでなく、人々の生活に及ぼす影響まで評価し、予防・軽減する「環境DD」の実施を求める動きである。環境への影響と人権の関係については、古くは1972年に国連で採択された「人間環境宣言」において、人は良好な環境の

中で暮らす基本的権利を有するという「環境権」が言及されている。企業はこの権利を尊重し、事業活動が与える環境リスクについての注意義務を負っている。

これらの動きの具体例としては、フランスがすでに2017年に「企業注意義務法」において、人権DD、環境DDの実施を義務化しており、違反した場合には罰金などの罰則がある。また、さらに大きな動きとして、欧州委員会が、21年に人権DDと環境DDを企業・団体に義務付ける法案を提出する予定である。

20年1月に欧州委員会が公表したEUにおける人権DD、環境DDの実施状況をまとめた最終報告書によると、EUにおいても、人権DDと環境DDの実施状況は改善の余地が大きい。全規模、全産業を網羅するEU企業334社を対象とした調査結果では、人権DD、環境DDのどちらも実施していないのは、全体で7%、従業員1,000人以上の大企業ではわずか2.5%と非常に少なく、DD実施自体は日本よりはるかに浸透している。しかし、人権DD、環境DDともに内容的に網羅して実施している企業は37%であり、しかもそのうちバリューチェーン全体をカバーしているのはわずか16%で、自社と1次サプライヤーのみの実施企業が多い。

### ◆気候変動への対応も人権リスク

上述の報告書において、もう1点注目すべきことは、気候変動への対応についても、人権尊重のための環境DDの対象として議論されている点である。気候変動DDが多くの場合、人権DDと別の部署で実施されて、企業の気候変動への対応が人権に及ぼす影響を評価していないことを問題視している。19年9月の国連高官の「気候変動は人権に対する史上最大の脅威だ」という発言などを引用し、パリ協定目標達成のためのGHG排出量削減努力が不十分など、気候変動への対応が疎かな企業は、人権侵害リスクを放置しているという見方を示して、大企業には気候変動対策についての要求をプラスすることもありうるとしている。

EU域内の法令であっても、人権DD、環境DDの範囲はバリューチェーン全体であり、そこに含まれる日本企業も当然対応を迫られる。またEUで人権DD、環境DDが義務化されることによって、投資家が行動指針とするESG指標の標準項目に加わる可能性が高い。このような欧州の動きを受けて、日本政府も、行動計画において、8月に環境省が企業向けに公表した環境DDについてのガイドラインを普及させ、日本企業の環境DD実施を促進するとしている。

【石井由紀】